

## **[事案 30-175] 保険料返還請求**

・令和元年5月27日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人の所属団体が行った保険料の給与控除が誤っていたことを理由に、誤控除されていた保険料の返金を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成8年8月に契約し、平成11年1月に元配偶者に契約者変更した学資保険について、以下の理由により、既払込保険料を返金してほしい。

- (1) 生命保険会社の手続ミスなどにより、平成11年1月から平成26年7月まで本来の契約者である元配偶者の給与から保険料を控除すべきところ、誤って自分の給与から控除されてきた。
- (2) 保険会社が発行する年末調整用書類の内容は、保険料を支払っていることになっている。
- (3) 責任は保険会社にある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、平成11年3月分の保険料請求案内で、申立人元配偶者の名前で請求を行っている。このとき、契約者変更に伴い保険料変更が生じたため、新保険料での請求となったが、団体より、請求どおりの入金があったため、申立人元配偶者の入金とみなして保険料精算を行っている。
- (2) 団体扱いの場合、契約者の給与から保険料を控除できない場合は、団体から未入金等の理由を当社に連絡し、入金を留めてくるものであるが、そのような連絡は来ていない。
- (3) 当社では、団体の給与控除の仕組みなどは知る由もなく、誤控除が発生していることなどについて確認のしようがない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、団体が行った給与控除の過誤について、保険会社に保険料の返還義務が発生するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。